

滋賀労働局発表  
令和8年6月29日

**頭撮り可**

担 当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室
	賃金室長 大橋 幸男 室長補佐 岩永 祐喜 (直通) 077-522-6654

報道関係者 各位

## 滋賀県最低賃金の改正を諮問します

— 7月9日に諮問、改正についての議論がスタート —

滋賀労働局長（田代良文）は、下記により開催される滋賀地方最低賃金審議会において、滋賀県最低賃金（現行時間額 1,080 円）の改正について諮問します。

今後、同審議会において、労働者の生計費・労働者の賃金実態・通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案の上、中央最低賃金審議会から示される目安額などを参考に地域事情を踏まえて、改正の調査審議が行われます。

### 記

- 1 会議名 令和8年度第1回滋賀地方最低賃金審議会
- 2 日時 令和8年7月9日（木）午後2時00分
- 3 場所 滋賀労働総合庁舎6階共用会議室（大津市打出浜14-15）
- 4 その他 取材を希望される報道関係者の方は、令和8年7月8日（水）午後5時までに滋賀労働局賃金室の担当（大橋、岩永）あて、電話連絡をお願いします（電話番号077-522-6654）。その際、氏名・報道機関名・人数をお伝えください。

※ 会議冒頭と諮問書の交付時のみ写真撮影及びビデオ撮影が可能です。審議中の写真撮影、ビデオ撮影及び録音をすることはできません。

## 【参考】

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の 2 種類がある。

### 2 最低賃金法(抜粋)

(地域別最低賃金の原則)

第 9 条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

### 3 滋賀県最低賃金の近年の推移

年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
時間額	896 円	927 円	967 円	1,017 円	1,080 円
発効日	10 月 1 日	10 月 6 日	10 月 1 日	10 月 1 日	10 月 5 日
引上げ額	28 円	31 円	40 円	50 円	63 円
引上げ率	3.23%	3.46%	4.31%	5.17%	6.19%

※滋賀県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者と使用者に適用されます。